

わたしの視点

羽鳥 巨

4月から商標法が一部改正されて「地名」と「商品名」を組み合わせた「地域ブランド」が「地域団体商標」として商標登録されやすくなり、先月までに、全国で600件以上の出願が行われ、本県からは、「十石みそ」「高崎だるま」「上州牛」「桐生織」「桐生織物」の5件の商標出願が行われました。

「地域団体商標」の登録要件を復習すると、①事業協同組合や農協などの団体による出願である②地名(旧

地名も含む)と商品・サービス名からなる商標である③使用され周知(例えば、隣接都道府県に及ぶ程度の需要

地域団体商標の課題

者に広く認識)になっている等の条件を満たしている場合に、商標登録が認められるようになりまし

このような「地域団体商標」ですが、その本質を理解しないまま、空騒ぎしているような傾向が見うけられ

ますので、以下課題を指摘したいと思

や名声を厳格に維持・管理し続ける必要があります。

るように、早急な法律改正が必要と思われ

まず、「地域団体商標」の権利主体である事業協同組合において、その登録商標で守られる商品の品質や流通管理が厳格に行われていない場合には、真

次に、法律上「地域団体商標」の登録ができるのは、事業共同組合等に限定されていますが、地域ブランドの取り組みに際しては、民間、行政、事業

最後に、地域団体商標登録の第一弾として、「高崎だるま」商標の他51件の商標に登録査定が出されましたが、実は、この数字は、4



羽鳥巨(はとりわたる)氏 1957年生

登録条件からしても、登録が認められる大前提として、元々ブランド管理をしっかりとついていた事業者団体の商標でない登録は難しいため、「地元の名前」が付いた名産品「すべてが商標登録されるものではない点を再認識する必要があります」と思

正品とニセモノの区別が付かなくなり、ニセモノ排除という登録商標のメリットを十分享受できない恐れがあります。

すなわち、「地域団体商標」登録を受けた組合は、その登録商標で守られる商品の品質

組合等が皆で協力して地域の特性を生かした商品の生産・PR等を行っていることが多いという現実在即しいないと思

民間企業や、県市町村、商工会議所などが「地域団体商標」の登録を受けることが出来

月中に出願のあった374件のうちの約14%にとどまっています。

この残件中200件以上は、ブランド性を裏付ける資料が足りず拒絶理由が出されると言われております。

「地域団体商標」の

羽鳥巨 弁理士 県知的財産戦略会議委員、弁理士会関東支部副支部長